

**令和2年度予算編成
並びに施策に対する要望書**

令和元年 10 月 17 日

公明党さいたま市議会議員団

さいたま市長 清水 勇人 様

令和2年度予算編成並びに施策に対する要望書について

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会を目前に控え、その機運醸成を図る取り組みが求められております。また、迫りくる2025年問題に対応するため地域包括ケアシステムをはじめとする高齢者支援策の拡充は待ったなしであり、さらに本年10月から実施される幼児教育保育の無償化により、保育所や放課後児童クラブの入所希望者は増加することが予測され、それらの待機児童解消は大変重要な課題となっております。

一方で、大地震や大型台風などによる大規模災害が全国的に相次ぎ、本市もいつ被災してもおかしくない状況にあります。そこで、国や県と連携しながら更なる危機管理体制の強化と災害に強いまちづくりの推進も求められております。

今回の「令和2年度予算編成並びに施策に対する要望書」では、そうした状況を踏まえながら、高齢化支援策や子育て支援、防災などに重点を置くとともに、さいたま市の発展のためのまちづくりや交通網の整備など、幅広い施策を記載しました。

これらの要望に対して、予算化あるいは施策化を求めるとともに、予算化あるいは施策化ができない項目についても、庁内で継続的に検討して頂けることを期待し、会派要望書として提出致します。

令和元年10月17日
公明党さいたま市議会議員団
団長 上三信 彰

～ 目次 ～

- | | |
|----------------------|--------|
| 1. 災害に強い都市づくり | P. 3～ |
| 2. 女性の活躍と子育て支援の拡充 | P. 4～ |
| 3. 教育環境の整備と子どもへの支援 | P. 6～ |
| 4. シニアが安心して住み続けられる地域 | P. 8～ |
| 5. 障がい者の自立と生活を支援 | P. 10～ |
| 6. 市民の健康づくりをサポート | P. 11～ |
| 7. 市民生活の利便性の向上 | P. 12～ |
| 8. 都市を支える産業の振興 | P. 15～ |
| 9. 住み続けたい魅力あふれる都市 | P. 16～ |

1、災害に強い都市づくり

首都直下地震や局所的豪雨に備える防災・減災都市づくりの推進

1. 防災拠点の整備推進

新たな防災機能を付加するための合併記念見沼自然公園の拡張等、広域防災拠点の機能を補完するオープンスペースの整備を推進すること。

2. 災害時の電力確保策の強化

ごみ発電や卒FITを活用した電力の地産地消を着実に進めることにより、災害時の電力確保策の強化に取り組むこと。

3. 「大規模災害団」の創設

大規模災害発災時のファーストエイドを目的とし、市消防局OBを核とした機能別消防団「大規模災害団」を創設し、発災時の圧倒的なマンパワー不足を補完すること。

4. 自助強化のための家具等固定支援制度の創設

大地震で負傷した方のうち、家具等の転倒・落下によるものが半数近くを占めていることから、災害弱者の自助能力の強化を図るための家具等の固定を支援する制度を創設すること。

5. 防災アプリの導入

他政令市の先進事例を参考としながら、各種ハザードマップを統合した防災アプリの導入を図ること。

6. 防災都市づくりの推進

- ① 密集市街地における住宅の不燃化支援を推進すること。
- ② 密集市街地において、空き家の除却などによる防災広場の創出を誘導するための支援策を検討すること。
- ③ 既存の街区公園の防災機能の強化を図ること。
- ④ 無電柱化を促進すること。

7. 避難所と避難計画の充実

- ① 地域の事業所・私立学校等との災害時避難協定の締結を進め、二次避難所や帰宅困難者を受け入れる施設の拡充に努めること。
- ② ペット同行避難者への対応として、ペット同行避難と同伴避難の違いを周知すること。さらに、ペット同伴可能な2次避難施設の設置を検討すること。
- ③ 水位情報システムの観測地点追加や機能改良を図り、市民への情報発信、関連所管等との速やかな対応を講じられる体制を構築すること。
- ④ 内閣府がHPに公開している避難所キットをさいたま市の各避難所に導入すること。

8. 総合的な浸水対策の推進

- ① 浸水被害の大きい地域における被害軽減に向け、河川改修・下水道雨水管・貯留施設整備・調整池の設置等、県や近隣自治体と連携して着実に進めること。
- ② 浸水マップに対応する慢性的な浸水箇所の被害軽減を図ること。
- ③ 慢性的な浸水地域において、止水板・止水シート設置の助成制度を創設すること。また、住民の要望がある場合には「土のうステーション」を設置すること。

9. 女性視点の防災対策の推進

- ① 女性の視点を盛り込んだ防災ガイドブックを作成・配布すること。
- ② 災害時に水や熱源が不要な液体ミルクが被災者に提供できるよう、事業者と提携するなど体制整備を行うこと。
- ③ 避難所運営や各種防災会議への女性参画を推進し、女性の視点を取り込んだ避難所づくりを推進すること。
- ④ 妊産婦と乳児のための救護所の設置を検討すること。

2. 女性の活躍と子育て支援の拡充

女性の社会進出と産前産後および子育て支援を拡充

10. 女性の社会参画の推進

- ① 女性職員の管理職への登用率は、目標の14%に対し、4月1日時点で12.2%であるため、目標達成に向けてさらなる登用率向上を図ること。
- ② 男性職員の育児休業取得率は、目標の13%は達成されているが、「子育て思いやりプラン」の趣旨に沿って、今後も取得率の維持・向上に努めること。

11、産前産後の支援の拡充

- ① 「妊娠出産包括支援センター」で母子健康手帳を受け取るような誘導策を検討し、妊産婦全員が保健師等との面談がおこなえるようにすること。
- ② LINEなどのSNS、スマホアプリを活用し、妊娠・出産・子育てに関して気軽に相談できる体制を作ること。窓口業務の効率化に向け、定型文で回答できる相談に対してはAIを活用すること。
- ③ 現行の産後ケア事業の周知徹底とともに、宿泊型やデイケア型など産後ケアの導入を検討すること。
- ④ 既存の子育てヘルパー派遣事業を妊産婦がより利用しやすい制度とするため、たとえば利用日の1週間前から予約できるようにしたり、利用回数を現行の年10日までを月5日ぐらいまで増やすなど、妊産婦の孤立防止と生活支援策として実効性のある制度になるように改善を図ること。
- ⑤ 新生児聴覚検査の費用の助成制度を創設すること。

12、保育所の待機児童ゼロ対策の推進

- ① 派遣会社や人材紹介に頼らず保育士が確保できるよう、現行の保育士宿舍借上げ事業において必要数が確保できるよう拡充を図ること。また、多忙な保育の業務量を減らすため、ICT化への支援を拡充するとともに、事務書類の簡略化を図るなど運営サポートを強化すること。
- ② 障がい児、医療的ケア児への対応、在園時間中の体調不良への対応として看護師が配置できる支援を行うこと。
- ③ 国が定める人員配置基準や面積基準の緩和に対応できる施設に対しては、それが導入できるようにすること。特に、保育士配置の弾力化措置については、これを導入すること。
- ④ 賃貸物件を活用した施設整備に対する補助制度の拡充を図ること。
- ⑤ 家庭的保育事業（保育ママ）の周知啓発とともに、適切な設置推進を図ること。
- ⑥ 私立保育園における障がい児保育加配の人員配置を公立保育園同様、1対1とすること。その際、保育士以外の専門的人材を充当することができるようにすること。

13. 放課後児童クラブの待機児童解消

- ① 空き教室など学校施設の活用をできるだけ進めながら、待機児童解消の受け皿の拡大を図ること。
- ② 民設の放課後児童クラブ開設や移設の際、適切な物件入手のために、市として早期に物件が見つかるような支援をおこなうこと。
- ③ 放課後指導員の処遇改善を図ること。

14. 教育費の負担軽減を推進

- ① 全ての就学前児童（0～5歳児）を対象とした幼児教育の無償化、および負担軽減策として、副食費の無償化や幼児教育に特化したバウチャーなど本市独自の支援策を創設すること。
- ② 県が実施している「サンキュー子育てチケット」の配布対象を多子世帯のみならず、本市独自の子育て支援策として第1子からの配布を検討すること。
- ③ 子育て支援と少子化対策の施策として給食費の無償化を検討すること。

3、教育環境の整備と子どもへの支援

学校施設の環境整備と多様化する教育上の諸課題への対応を推進

15. いじめ・不登校対策の推進

- ① スクールソーシャルワーカーを中学校区に1名配置できるよう拡充するとともに、スクールカウンセラー、さわやか相談員と連携した教育相談体制の充実を図ること。
- ② SNSを活用した教育相談事業の結果を検証し、より効果的な事業として発展的に継続実施すること。
- ③ 保健室や相談室など別室登校における生徒の自習（プリント学習等）に対し、さらなる学習支援のための人員強化などを図ること。

16. 特別支援教育の充実

- ① タブレットなどを活用した児童生徒、個々の特性に応じた教育環境を整備すること。
- ② 通級指導教室の拡充を図ること。

17. 医療的ケアを必要としている児童への支援

医療的ケア児がいる学校への看護師配置を継続して行うこと。また医療的ケア児がいる保育園への看護師を配置すること。

18. 教員の負担軽減

- ① 部活動指導員の拡充をおこなうこと。
- ② 教職員の負担軽減に向けて、スクールアシスタントやスクールサポートスタッフの拡充を図ること。
- ③ 教員の負担が指摘されている給食費などの徴収・管理業務について、公会計化を推進すること。
- ④ 年々増加する外国籍児童生徒などの学習支援として、常勤の日本語指導員の拡充を図ること。

19. 学校施設の整備推進

- ① 国庫補助金を最大限に活用して、災害時に避難所となる市立小中高等学校の体育館へのエアコン設置を推進すること。
- ② 学校トイレの洋式化100%実現に向けて、スピードを増して取り組むこと。
- ③ 障がい児・者に配慮したバリアフリー化の推進を図ること。
- ④ 武道場未設置校への武道場の整備を計画的に着実に推進すること。
- ⑤ 学校体育館床における老朽化などの実態調査と、事故防止に向けた点検・対策の実施を図ること。
- ⑥ 災害に備え、児童生徒への防災ヘルメットを配備すること。また、部活などにおいて自転車を利用する場合は、ヘルメットを着用させること。
- ⑦ 全国平均を大きく下回るICT教育環境の整備の遅れを挽回するため、速やかに3クラスに1クラス分の学習用コンピュータの整備を進めること。

20. 過大規模校解消および過大規模校の教育環境の改善

過大規模校解消を進めるとともに、過大規模校にあつては、特別教室の充実やICT機材等の拡充、運動場の面積確保など教育環境の改善に努めること。

21. 学校飼育動物の予算拡充

学校飼育動物を通じた教育の充実の為、小学校全校での取り組みを進めるとともに動物飼育や治療の為の予算の拡充を図ること。

22. 通学路における防犯カメラ設置

通学路における防犯カメラ設置を推進すること。

23. 夜間中学設置へ向けて検討を始めること

不登校の生徒や、十分な教育を受けられないまま中学校を卒業した人も含めた幅広い層に学びの機会を提供すると共に外国籍の生徒が増え、日本語教育などの充実が求められることから夜間中学の設置検討を始めること。

24. 総合療育センターひまわり学園の体制および施設の拡充

- ① 療育体制を強化するため、東部地域に、診断・療育機能を備えた「新たな療育施設」を整備すること。
- ② 相談から診療・検査を速やかに実施できるよう医師や専門職員を増員し体制強化を図ること。

25. 児童虐待防止の対策強化

- ① 専門性を持った職員を増員するとともに、医師、弁護士などの専門職の活用を進め、児童相談所の体制強化を引き続き図ること。
- ② 里親制度、ファミリーホームの普及啓発を行うとともに、里親へのメンタルサポートなどの相談支援体制を充実すること。
- ③ 児童虐待の早期発見のため、児童虐待防止法に基づく通告義務を周知徹底し、見守りネットワークの連携を強化し、早期対応を図ること。
- ④ 転入転出に伴う他自治体との連携および警察との連携を強化し、情報共有による引き継ぎを確実に実施すること。

26. 子どもの貧困対策の推進

- ① 学校をプラットフォームとした適切な支援計画を策定すること。
- ② 子ども食堂・コミュニティ食堂などで学習への興味・関心を高める活動ができるよう支援策を講じること。
- ③ 学習支援事業に対し、通信教育などを活用し、小学生も対象に加えること。
- ④ 児童養護施設の退所者に対し、進学や就職、生活等の支援制度を創設すること。

4. シニアが安心して住み続けられる地域

シニア世代の活躍する環境整備と地域包括ケアシステムの構築

27. セカンドライフ支援事業の推進

- ① 「セカンドライフ支援センター（愛称：り・とらいふ）」の活動内容等を広く周知するとともに、余暇や地域貢献、就労などを求める高齢者に対し、情報提供とともに寄り添った支援を展開すること。

- ② 高齢化社会に求められている分野での事業化や、公共発注における優先調達等によるシルバー人材センターの職域拡大をより一層図ること。

28. 地域包括ケアシステムの推進

- ① 地域包括支援センターの人員体制の強化及び同センターの設置数を地域の自治会や社協等の組織割に応じて拡大すること。
- ② 地域支援事業の担い手の拡充をより一層図ること。現在おこなっている「地域の担い手養成研修」をたとえば「家事支援」など目的を明確化して、より多くの担い手養成に直結させること。
- ③ 長寿応援部の各課の施策を連携させて推進するため、「(仮称)地域包括ケアシステム推進室」を設置し、総合事業をはじめとする地域包括ケアシステムのグランドビジョンを策定・推進すること。併せて、これまでの総合事業のモデル事業を検証しながら、区ごとの地域特性に応じた総合事業の推進を図ること。
- ④ 在宅医療・介護体制を推進するため、24時間訪問看護ステーションおよび在宅診療機関の拡大に努めること。
- ⑤ 薬剤師会と協定を結び、在宅医療への橋渡しなどの役割を明確化し、地域包括ケアシステムの強化を図ること。

29. 高齢者の生活支援策の拡充

- ① 高齢者の安全安心確保を目指し、現在実施している見守り事業をさらに拡大すること。また、人感センサーに加えてICTを活用した見守りシステムの導入を推進すること。
- ② 単身世帯高齢者が入院や施設入所などの際に保証機能や支援などをおこなう支援策を創設すること。
- ③ 福祉タクシー車両の導入にあたり、リフト、スロープ、回転シートを装備する車両への補助金制度を創設すること。

30. 高齢者の交通事故防止対策の推進

- ① 免許返納者への支援として、県が実施している「シルバーサポート制度」の周知を図り登録事業所数を拡充すること。
- ② 免許返納者への運転経歴証明書の交付費用の負担軽減策を図ること。
- ③ 踏み間違え防止装置(安全装置)の設置補助制度の導入や、セーフティサポートカーの普及を図ること。

31. 認知症対策の推進

- ① 超高齢社会に備え、認知症高齢者への見守り強化は、最重要課題であり、認知症高齢者のひとり歩きに対応するための見守りグッズの導入を検討すること。また、認知症のひとり歩きに伴う認知症事故救済制度の創設を検討すること。
- ② 認知症のセルフチェックと受診先の医療機関などの情報を提供する認知症アプリを導入すること。
- ③ 認知症など成年後見制度を必要とする人の利用促進と権利擁護および後見人の不正防止のための地域連携ネットワーク作りを進めること。
- ④ 認知症グループホームは、特別養護老人ホームと異なり、宿泊コストや食費が介護保険の補足給付の対象外であり、所得に応じた利用料の軽減もない。そのため国民年金で生活する方や所得の少ない方は空きがあっても経済的理由から入所をあきらめるケースもある。その救済策として、利用料の助成制度の創設を検討すること。

5、障がい者の自立と生活を支援

誰もが生き生き暮らす、みんなで支え合うまちづくりの推進

32. 障がい者の「住まい」を支援

- ① 障がい者の「親亡き後」を見据え、居住支援の機能を備えた地域生活支援拠点等の整備を推進すること。
- ② グループホームの整備促進を図ること。
- ③ 障がい者生活支援センターの人材面・運営面への支援を強化し、相談体制の強化を早急に図ること。

33. 障がい者の「働く」を支援

- ① さいたま市の障がい者数に対して、就労者数の目標を設定して障がい者の就労支援を行っていくこと。また大宮区・岩槻区以外の区でも障がい者の就労支援がおこなえるようにすること。
- ② さいたまステップアップオフィス事業を全区役所に拡充すること。さらに、さいたま市の公共施設を活用して、障がい者の職場実習および就労の場を拡充すること。
- ③ 市内業者の障がい者法定雇用率の100%達成を目指した企業支援を行うこと。また公共調達に際して、障がい者雇用率の高い企業に優先契約がおこないやすくなるよう基準を現行よりも緩和し、「ハート調達制度」がより広く実施できるように拡充すること。

34. 発達障がいの早期発見・早期療育の推進

発達障がいの早期発見のため、1歳児半検診の通知を送付する際、M-CHATを同封し、医療機関への受診につなげやすくすること。さらに、就学前健診時には、チェックシートを配布すること。

6. 市民の健康づくりをサポート

市民がいきいきと健康づくりに取り組むまちづくりの推進

35. 市民の健康づくりの推進

- ① うんどう教室とシニア健康教室の適正配置（徒歩圏内）を図るとともに、ロコモ予防・フレイル予防の要素を取り入れた健康教室の実施を図ること。
- ② 健康マイレージを、より一層魅力的な制度に進化させて現役世代の参加者の増加を図り、生活習慣病予防を推進すること。

36. スポーツ環境の整備

- ① スポーツ施設のストック適正化についての現状調査を実施し、各スポーツ施設を最大限有効活用すること。また、市民ニーズに応じたサービスを提供するため、「スポーツ施設整備基金」を創設するなどして、身近なスポーツ施設の環境整備をさらに促進すること。
- ② 地域スポーツの振興とスポーツの観光資源としての発信をめざすために、「スポーツシューレ」を整備推進すること。
- ③ 臨時グラウンドの維持管理予算を確保し、使いやすい施設として市民に提供すること。
- ④ スポーツ施設の設備に対し、維持・更新のための予算を十分に確保すること。
- ⑤ 学校体育施設開放事業で主に球技のスポーツ団体に開放している市立小・中学校で、校庭の周りに防御ネットの整備を図り、学校の近隣周辺とスポーツ使用団体の安心・安全対策に取り組むこと。

37. がん対策の推進

- ① がん検診の受診率向上プロジェクトを設置して、がん検診の重要性などを市民へ普及啓発するとともに、がん検診の受診率向上を図ること。
- ② 小中学生向けリーフレットを活用するとともに、出前講座や外部講師の派遣等を推進すること。

- ③ 子宮頸がん検診に HPV 併用検診の導入を検討すること。
- ④ がんサバイバーに対して、アピアランス支援や生活支援、就労支援など、QOL 向上に資する支援を検討すること。

38. 感染症対策の体制整備

- ① 新型インフルエンザなど新興再興感染症の流行初期における検査体制や情報の収集発信体制の整備を図ること。
- ② インフルエンザ予防接種における低所得者や児童に対する負担軽減策（助成制度）の導入を検討すること。

39. 軽度外傷性脳損傷（MTBI）の普及啓発と

高次脳機能障害への支援体制の強化

MTBI についてのリーフレットを作成し、市民への周知啓発を図るとともに、「高次脳機能障害者支援センター」の認知度を高め、相談・支援体制の機能強化を図ること。

40. 不育症患者への支援

不育症助成制度の周知徹底を図るとともに、不育症相談員と相談窓口を設置すること。

41. 受動喫煙防止対策の推進

路上喫煙禁止区域および環境美化重点区域の拡充を図るとともに、同区域における喫煙スペースから流れる煙による受動喫煙を防止するため、パーテーションをすべての区域に早急に設置すること。

7、市民生活の利便性の向上

よりよい市民サービスの提供

42. 交通弱者の移動支援

福岡市における「公共交通空白地等及び、移動制約者に係る生活交通の確保に関する条例」を参考にしながら、公共交通空白地等を解消するとともに、移動制約者（交通弱者）の生活交通確保のための実用的な移動支援策を導入すること。

43. 詐欺被害対策の推進

- ① 詐欺被害の撲滅に向け、詐欺被害撲滅POPシールの効果的な利用促進を図ると共に、防犯用自動通話録音機器の貸出事業を継続実施し、貸出台数の拡充を図ること。
- ② 消費者トラブル防止に向け、世代別・属性別の消費者教育を効果的に実施すること。

44. 空き家対策の推進

- ① 特定空き家の解消に向け、条例に基づく行政処分の手続きを迅速に進めること。
- ② 空き家等の適正管理、利活用の促進に向け、策定された「空き家等対策計画」を着実に推進するための部局横断的な体制を構築すること。

45. 住宅困窮者・要配慮者への支援策導入

- ① 新たな住宅セーフティネット制度の住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録を進めるため、家賃補助・契約時の債務保証料の補助をセットで導入すること。
- ② 住宅確保要配慮者の円滑な入居促進のために、ワンストップの相談窓口の設置や居住支援協議会の設立などサポート体制を構築すること。

46. AEDの24時間利用拡大

- ① AEDを24時間使える施設を拡大するため、コンビニ・ガソリンスタンド・タクシー事業者等と提携し、5分以内に通報現場で使えるようAEDの配置を推進すること。
- ② 救急通報時に必要があれば、指令室から最寄りのAED設置場所をお知らせするとともに、場合によっては救助現場までAEDを届けてもらうシステムを構築すること。
- ③ AEDを設置している民間の施設が一目でわかるように、「AED設置」を示したシールの作成・掲示を図るよう検討すること。

47. ごみ削減と食品ロス削減の推進

- ① 市民への啓発として、講座や食品、食材の有効活用の取り組みを継続して行うこと。
- ② 家庭にある未利用食品が寄付できるフードドライブの継続実施。

- ③ 食べ残しゼロ推進店舗を市のHPで紹介するなど、飲食店等における食品ロス削減への誘導策に取り組むこと。

48. ダブルケアの実態調査

- ① 育児と介護の両方を負担しているダブルケアの実態調査を行うこと。
- ② ダブルケアラーの精神的負担を軽減するため、ダブルケアカフェなど、ダブルケアラーがお互いに情報交換できる場所、およびダブルケアの相談窓口を設置すること。
- ③ ダブルケアラーの身体的経済的負担を軽減するための制度を検討すること。
- ④ ダブルケアの認知度向上のため、ダブルケアハンドブックを作成すること。

49. 家族会を活用した「ひきこもり」支援強化

長期化し、8050問題が深刻化するなど「ひきこもり」に苦勞する親や家族を支援するため、家族会の経験や知見を活かした取り組みを強化すること。

50. ふれあい収集の拡充

超高齢社会に備え、ふれあい収集の体制強化を図ること。また、現在、実施されていない粗大ごみについてもふれあい収集の対象とすること。なお、単身高齢者が自宅から粗大ごみを外に出すことができない場合を想定し、サポート強化を検討すること。

51. 区役所窓口における相談体制の機能強化

- ① 福祉コンシェルジュ制度を導入し、市民からの相談体制の機能を強化すること。
- ② 外国人に対して、行政サービスの案内などにタブレット等を活用し、区役所窓口の多言語対応を拡充すること。
- ③ 「おくやみコーナー」の設置など、死亡時の各種手続きの簡素化を図ること。

52. 滞納対策での法令等に基づいた適切な対応

- ① 滞納額が高額化とならないように、滞納者の実態を早期に把握することや「申請による換価の猶予制度」の周知を図る等、早期かつ適切な収納を推進すること。

② 滞納者からの相談にあたっては、納税能力を考慮し、返済期限の弾力的な運用を図ること。また、個々の実情に応じて、福祉部門と連携した対応を図ること。

53. 奨学金の返還支援策の創設

市内企業に就職する若者に対する奨学金の返還支援策を創設すること。

54. 高校中退者への支援策導入

高校中退者に対して、復学、高校卒業検定、進学などを支援する学習支援教室の開催に向け、地域若者サポートステーションや生活困窮者自立支援の枠組みで開催されている学習教室などとの連携強化を検討すること。

55. 若者の就労支援および市内企業の人材確保

- ① 若者の求職者と市内企業へのマッチング支援を強化すること。
- ② 市内企業への人材確保の支援策を検討すること。

8、都市を支える産業の振興

さいたま市らしい産業の振興

56. 観光の振興

- ① 駅や観光施設を中心に多言語化表記を推進すること。
- ② 外国人観光客のための食事や生活など文化の違いに配慮した環境の整備を図ること。
- ③ 観光スポットや主要駅にフリーWi-Fiやシティチャージャーの導入を図ること。
- ④ シティホテルやコンベンション施設の誘致を推進すること。

57. 都市農業の振興

- ① 農家の高齢化や担い手不足への課題解決に向け、農地の集約化を進めるとともに、ICTを活用したビジネスモデルの普及等、稼げる農業への支援策を講じること。
- ② 農業振興、情報発信、交流・販路拡大の機能を備えた農業交流拠点の整備を推進すること。

58. 市内企業の育成と入札制度の改善

- ① 工事契約において総合評価方式を拡充し、地元優良企業に対して特別簡易型を更に拡大すること。また、地域貢献や環境配慮、本市の優秀業者表彰受賞企業を対象としたインセンティブ入札を導入するなど、地元企業の育成を図ること。
- ② 建設工事入札における予定価格の事後公表率の拡大を更に推進すること。
- ③ 債務負担行為を実施し、特に年度はじめの工事の平準化を図ること。
- ④ 受注機会の拡大を図るため、建設工事と外構工事を分離する等、分離発注を拡大すること。

59. 企業誘致の推進

- ① 企業誘致推進のための新たな産業集積拠点の早期整備。
- ② 本市への企業誘致に対するインセンティブを強化すること。
- ③ スタートアップ企業の育成支援策を検討すること。

60. 商店街の活性化

- ① 2020東京オリンピック・パラリンピックの大会開催に関連した商店街活性化事業の助成制度を推進すること。
- ② 商店会が設置した街路灯の電気料金補助金および防犯カメラ設置に係る費用の補助金について、補助率を現行の2分の1から4分の3へ引き上げること。

9、住み続けたい魅力あふれる都市

交通が便利で住みよいまちづくりの推進

61. 「東日本の対流拠点としての大宮」のまちづくりの推進

- ① 大宮駅グランドセントラルステーション化構想の早期実現に取り組むこと。
- ② 東北、信越、北陸、北海道と連携する東日本の中核都市としての優位性を生かした企業誘致を進めること。
- ③ 連鎖型まちづくりを進めるにあたって、跡地の利活用を含め、にぎわい創出機能を検討すること。
- ④ 都市再生緊急整備地域の指定を生かして、大宮・新都心エリアの再整備を早期に推進すること。
- ⑤ バスタ大宮の誘致を進めること。

62. 快適な都市空間整備の推進

- ① 「暮らしの道路整備事業」や「スマイルロード整備事業」について建設費の契約差額等を活用し、一層の進捗を図ること。
- ② 区画整理の早期推進を図るために予算の重点配分をおこなうこと。
- ③ 駅利用者の安全性の向上のために、ホームドアの設置を鉄道事業者に働きかけること。
- ④ 超高齢社会に備え、安全で快適な歩行空間の創出が求められている。そのために、歩き疲れたらいつでも休憩できるまちなかベンチの設置を検討すること。

63. バリアフリー化の推進

- ① 学校、公民館、図書館、スポーツ施設等、公共施設のバリアフリー化を計画的に推進すること。
- ② バリアフリー基本構想に基づく、重点整備地区の整備を着実に推進すること。
- ③ WEB版バリアフリーマップを立ち上げ、高齢者、障害のある方、子育て家庭等、外出に困難を抱える方にやさしいまちづくりを進めること。

64. 交通網の整備推進

- ① 首都高速大宮線の延伸区間の早期整備および首都高速新都心線の延伸。
- ② 地下鉄7号線延伸の早期事業着手に向け、関係機関との調整を図る等、環境整備を着実に推進すること。
- ③ LRT等中量軌道システムにより東西交通の整備推進。
- ④ 新大宮バイパスの主要交差点のアンダーパス化を推進。
- ⑤ MaaS（モビリティ・アズ・ア・サービス）導入へのロードマップを作成すること。また、MaaSを実効性のあるものとするため、市民のきめ細やかな移動手段として、AI活用型のデマンドバスについて民間の事業者と協議しながら、導入を支援すること。

65. さいたま市の文化芸術を世界に発信

- ① さいたま国際芸術祭2020の結果を検証し、継続して市民参加を促し、さらに3年後の次期開催に向けて準備を始めること。
- ② 東京オリンピック・パラリンピックの開催に合わせて、さいたま市の文化（盆栽、人形、漫画、鉄道等）の魅力を世界にアピールできるようなプログラムを策定すること。
- ③ さいたま市文化芸術都市創造条例の理念にもとづき、ストリートピアノ（まちピアノ）の各区1か所の常設を検討すること。